

生駒市保護樹木等補助金交付要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市保護樹木等指定要綱（平成25年6月10日施行。以下「指定要綱」という。）第2条第1項の規定により指定された保護樹木等の保護及び育成を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者等)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、指定要綱第2条第3項の規定による保護樹木等を所有し、又は管理する者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保護樹木等の維持管理に要する経費のうち、別表で定めるものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保護樹木 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。

(2) 保護樹林 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、保護樹木等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、同一年度において1回を限度とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 保護樹木等の維持管理に係る計画及び補助対象経費予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、保護樹木等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、通知を受けた日の属する年度内に維持管理作業を完了しなければならない。

(実績報告等)

第7条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、保護樹木等維持管理実績報告

書（様式第 3 号）によるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保護樹木等の維持管理に係る補助対象経費決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し
- (3) 維持管理作業の状況がわかる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、交付の決定を受けた日の属する年度の 3 月中に提出するものとする。

（額の確定等）

第 8 条 補助金交付規則第 13 条の規定による額の確定の通知は、保護樹木等補助金額の確定通知書（様式第 4 号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者から保護樹木等補助金交付申請取下願（様式第 5 号）の提出があったとき
- (2) 完了予定日の属する年度内に維持管理作業が完了しないとき
- (3) 他の法令等及び民間団体等による助成等を受けている又は受けることになったことが判明したとき

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、保護樹木等補助金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により、補助決定者に通知するものとする。

（施行の細目）

第 10 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行し、平成 28 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 34 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

別表（第 3 条関係）

補助対象経費
業務委託料
処分費
燃料費
消耗品費
その他市長が適当と認める経費